令和2年度 第2回 銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会 会議録

- 1 日 時 令和3年2月8日(月) 午後1時30分~午後2時35分
- 2 場 所 銚子市保健福祉センター2階会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員

齊藤 博美委員、大野 慶周委員、間山 春樹委員、熱田 衛政委員、飯田 和宏委員、鷺山 隆志委員、長谷川 育子委員、野口 光男委員、安藤 正委員、栁堀 宏委員

(欠席委員) 飯田 理委員、加瀬 喜代子委員、柏熊 聖子委員

(2) 事務局

越川市長、林市民課長、小保方保険年金室長、岩船主査、渡邉主査

- 4 傍聴者 あり 1名
- 5 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 市長あいさつ
 - (3) 議事
 - ア 令和3年度銚子市国民健康保険事業特別会計予算(案)について
 - イ 銚子市国民健康保険事業特別会計財政計画の見直しについて
 - ウその他
 - (4) 閉会
- 6 会議概要

事務局 (渡邉主査)

本日は、コロナ禍の中、また、お忙しいところご出席いただきありがと うございます。

開会前に、委員の皆様には携帯電話の電源をお切りになるか、マナー モードに設定していただくようお願いいたします。

国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催する前に、委員の交代について報告いたします。

昨年12月31日をもって退任されました松原俊夫委員の後任として、 新たに安藤正様を委員として委嘱いたしました。

なお、安藤委員の委嘱期間につきましては、前任者の残任期間で令和3年7月14日までとなります。

次に、本日の会議資料の確認をさせていただきます。事前にお配りしました資料として、会議次第、第2回銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会資料集、銚子市国民健康保険事業特別会計財政計画改訂版と新旧対照表、資料2の収支見通しから資料6のマイナンバーカード交付状況、その他に委員名簿の10点でございます。

資料が不足している方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、ただいまから、令和2年度第2回国民健康保険事業の運営に 関する協議会を開催いたします。

なお、本日は、飯田理委員、加瀬委員、柏熊委員から、所用のため欠席

とのご連絡をいただいており、本日の出席委員は10名です。

銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第6条第1項の規 定、過半数の出席により、本日の会議は成立しましたことをご報告いたし ます。

また、本日の会議は、これまでと同様に会議録を作成し、市ホームページで公表しますので、ご了承願います。

次に、市長からごあいさつを申し上げます。

越川市長

皆さん、こんにちは。大変お忙しい中、国民健康保険事業の運営に関する協議会にご出席いただきありがとうございます。

まず、新型コロナの第3波につきましては、報道等でご承知のように 新規感染者の数は減少傾向にございますけども、重症者数、死者の数、 そして、医療機関の逼迫状況というのは、依然として続いている状況で ございます。

また、千葉県に対する緊急事態宣言も1か月延長され、3月7日までということになりました。銚子市におきましても、この1月、2月の感染者の確認が15名ということで、トータルでは58名になっている状況にあります。現在は、4月からの高齢者へのワクチン接種に向けた準備・協議を進めている状況でございますけれども、引き続き、緊張感を持って感染防止対策にあたっていきたいと考えております。

前回の協議会でも、ご説明いたしましたが、コロナの影響で市民生活が大変逼迫しているという状況に鑑み、当初は令和3年度に計画しておりました料金の改定、繰上充用の解消につきましては、令和4年度以降に延期するということを説明させていただきました。今後のコロナの市民生活への影響を見極めながら、あらためて、この協議会にお諮りをさせていただきたいと考えているところでございます。

本日は、令和3年度の予算、財政計画の見通しにつきまして、ご協議 をいただきたいと思いますが、活発なるご意見をお願い申し上げまし て、あいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局

(渡邉主査)

ありがとうございました。

それでは、銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第3条 第5項の規定により、会長が議長となることとなっておりますので、長 谷川会長からごあいさつと開会宣言をお願いいたします。

長谷川会長

皆さん、こんにちは。ご多忙にもかかわらずご出席いただきまして、 誠にありがとうございます。

今年度2回目の開催となりますが、委員の皆様には本市の国民健康保険事業の健全運営に関し、また、国保制度改正に伴う事業運営につきましても、慎重かつ適正なご意見を賜りますようお願い申し上げます。

本日、事務局からの議題は、「令和3年度銚子市国民健康保険事業特別会計予算(案)について」などの議題2件です。

また、本日の会議については、新型コロナウイルス感染症の影響で緊急事態宣言が発令されていることから、会議の時間を1時間とさせていただきますので、ご了承ください。

それでは、ただいまから、銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。

議事に入る前に、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員 は、鷺山委員と齋藤委員にお願いいたします。

また、当協議会の傍聴を希望する方がおりますので、他の協議会の例 に倣いまして傍聴を許可してよろしいでしょうか。

各委員

異議なし

長谷川会長

それでは傍聴人を入室させてください。

それでは傍聴人に申し上げます。会議の妨害となるような発言を行った場合には退場を命ずることがありますのであらかじめ申し上げておきます。

また、写真・録音についてはご遠慮願います。

なお、携帯電話はあらかじめ電源を切るなどして会議の妨害とならないようにお願いいたします。

それでは、ただ今から議事に入らせていただきます。議題1「令和3年度銚子市国民健康保険事業特別会計予算(案)について」及び議題2「銚子市国民健康保険事業特別会計財政計画の見直しについて」これら2件の事務局の一括説明を求めます。

小保方室長

それでは、2議題一括で説明させていただきます。

はじめに、議題1「令和3年度銚子市国民健康保険事業特別会計予算 (案)について」ですが、お手元の運営協議会資料集1ページをご覧くだ さい。

まず、令和3年度国民健康保険事業概要(案)について説明します。 1の被保険者数等から3の保健事業までは、比較のため令和2年度予算の状況を併記してありますので、ご参照ください。

なお、新規事業として、保険証と高齢受給者証を一体化するためのシステム改修を予定しているほか、令和2年度に開始した若い世代の健康 診査事業も引き続き実施してまいります。

また、はり・きゅう・マッサージ施術給付については、保険料見直しの際に廃止するとしていることから令和3年度は事業を継続することといたしました。

4の基金現在高見込表は、財政調整基金の現在高をあくまで予算ベースで示したもので、予算上は令和3年度末には、638万円の残高を見込んでいます。

2ページをご覧ください。

令和3年度銚子市国民健康保険事業特別会計予算案ですが、こちらの 資料は、令和3年度当初予算(案)と令和2年度当初予算額を示したも のです。

それでは、歳入の主なものから説明します。

1 款国民健康保険料は予算額16億8,207万6千円で、現年度分の収納率を91.17%、滞納分を23.25%、全体では81.17%を見込み、計上しました。

なお、令和3年度の算定においては、前回の運営協議会でご説明いた しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、保険料率の見 直しを行っておりません。

予算上は、保険料調定額の見込みに新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少を加味していないため、実際の保険料については、大きな差が生じる可能性もあることを申し添えます。

令和4年度の料率改定は、本年7月の当初賦課、11月に県から示される標準保険料率と、事業費納付金を含めて、再度、歳入歳出の見込みを試算し、検討することになります。

3行飛びまして、6款県支出金は、保険給付費などに対する普通交付金と特別交付金を見込み計上しました

1 行飛ばして、8 款繰入金は、保険基盤安定化と国民健康保険事業の 人件費等の事務費に対する一般会計からの繰入金を見込み計上しまし た。

以上、歳入総額は、歳入合計欄に記載の77億1,700万円となります。

次に、歳出について、主なものを説明します。

1 款総務費は、国民健康保険事業運営のための事務費などを見込み計上したものです。

2款保険給付費は、診療給付、治療、高額療養費などを見込み計上しました。

3款国民健康保険事業費納付金は、国保の広域化に伴い、千葉県が国保事業の運営に必要な額を市町村ごとに示し、それを市町村が千葉県に納付するもので、令和3年度分として示された額を計上したものです。

1 行飛ばして、6 款保健事業費は、特定健診や短期人間ドック等助成金などの費用を見込み計上しました。

7款基金積立金は、令和3年度単年度収支の黒字見込み相当額を国民 健康保険事業財政調整基金へ積立するため計上したものです。

以上、歳出総額は、歳入と同額の77億1,700万円です。

ただいま説明いたしました予算案は、今月19日開会の3月市議会定例会において、議案として提出する予定です。報道発表は、16日を予定していますので、ご了承ください。

また、資料として、3ページに国保加入世帯・加入者数の推移を、4ページから5ページにわたり、過去5年間の1人当たり総医療費、1人当たりの保険料、一世帯当たりの保険料及び収納率の近隣との比較、また、6ページに、特定健康診査及び特定保健指導の基本的な考え方と受診率及び実施率の実績と見込みを、7ページには、特定健康診査の受診率向上のために新たに取り組んだ事項と令和3年度の実施計画(案)を添付しておりますので、参考にご覧いただければと思います。

なお、6ページ下段の特定健診における令和2年度の受診率が前年度 と比べて大きく下がっておりますが、新型コロナウイルス感染症により 6月の集団健診を中止したことによるものです。令和3年度も新型コロ ナウイルス感染症の影響は避けられませんが、対策を講じながら取り組 みたいと考えております。

次に、議題2「銚子市国民健康保険事業特別会計財政計画の見直しについて」です。

財政計画の改訂版と新旧対照表を併せてご覧ください。

改訂版の2ページと新旧対照表の1ページに今回の改定内容のまと めを記載しています。

1つ目はグラフや表について計画全体をとおして、令和元年度までの 実績と令和2年度決算見込みに置換え、令和3年度、令和4年度の推計 値を修正し、これに伴う文言の修正を行いました。

2つ目は年度を和暦に統一しています。

それでは、個々の改訂内容について、新旧対照表一番左の番号に沿って説明します。

新旧の1番・目次の修正は後ほど、説明します。

新旧の2番・3番は 計画の $15 \cdot 16$ ページになりますが、グラフ・表の修正に伴う文言の修正です。

次に計画の22ページは表の修正のみで新旧に記載はありませんが、A3の資料2収支見通しで説明しますので、こちらをご覧ください。

資料では見え消しで記載していますが、平成30年度・令和元年度を それぞれ実績に、令和2年度は決算見込み、令和3年度を予算額に修正 し、これを基に令和4年度の収支を見込んでいます。この際、令和4年 度に保険料率の見直しを行うこととし、下から3段目の被保険者1人あ たり保険料について、令和2年度から4%増で積算しています。

この結果、一般会計からの法定外繰入れ2千万円の2年分を加え、令和4年度末で繰上充用の解消と、令和5年度に1,300万円を繰越せるという収支見通しとなりました。

これは、現状の見込みですが、特に新型コロナウイルス感染症の影響がどの程度になるか把握できないため、令和3年7月の当初賦課次第で、この収支見通しも大きく変動することが予想されます。

実際の料率改定は来年度に開催される運営協議会で改めてお示しさせていただきますが、財政健全化にもう少し時間を要することとなる可能性も排除できません。

この収支見通しは、あくまでも見込みとしてご理解いただきたいと思います。

次に、新旧対照表に戻っていただき4番、そして、計画の23ページ をご覧ください。

これは、前回の運営協議会でも保険税化についての記述を削除する方向で説明させていただいておりましたが、保険税化の記述を削除したうえで、保険料の内訳に着目した、賦課の適正化に取り組むことを追加しようとするものです。

まず、国民健康保険料の保険税化については、保険料収入を確保するためであり、保険料をしっかりと徴収し、滞納繰越・不納欠損を削減す

るため、時効が5年となる、保険税化を検討していたところです。

しかしながら、保険税に移行するためには、システム改修に膨大な経費が掛かること、加えて、納付が著しく困難な場合であっても、その債権の管理はしていかなければならず、新たな人員の配置も必要になるなどトータルではマイナスになる恐れもあります。

現在の保険料のままであっても、着実に収納率を向上させ、滞納を減らす取り組みを強化することにより収入の確保に努めることが効率的ではないかと判断し、記載を削除いたしました。

一方で、追加となる賦課の適正化については、これまでは保険料の総額で議論をしておりましたが、それぞれの必要額を踏まえ保険料率を算出することを目指すこととし、改正後の文章を読み上げさせていただきますが、「国民健康保険の保険料は、「医療給付費分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」からなり、それぞれの必要額を被保険者に負担していただきます。本市では、後期高齢者医療制度が創設された平成20年度に「後期高齢者支援金分」の保険料率を定め、併せて「医療給付費分」及び「介護納付金分」を改定しました。その後、平成24年度に「医療給付費分」を改定した後は見直しをしていないため、この間、後期高齢者医療費及び介護保険給付費の増大に伴う保険者負担の増加に対応できていない状況です。

本計画の最終年度となる令和4年度は、繰上充用の解消とともに、県内で1市となった資産割賦課のあり方も含めた保険料賦課の適正化に取組みます。」という形で、令和4年度の保険料率見直しに合わせて、今のいびつな形になってしまっている保険料率の適正化について、段階的な解消を含めた検討を行います。

そして、新旧の1番に戻りますが、この部分について、タイトルが変 更となることから目次を修正しました。

次に新旧の4ページで5番・6番、計画の24・25ページをご覧ください。こちらも、グラフの修正に伴う文言の修正ですが、保険料の収納率については、現年度分は令和2年度の決算見込みが92.05%で前年度の91.14%と比較して0.91%程度上回る見込みとなっていますが、目標は93%ですので、引き続き収納率の向上に努めてまいります。

滞納繰越分については、従来の目標が23%であったものが、令和元年度に23.71%、令和2年度決算見込みでは25.86%となったため、目標を26%に上方修正しました。これに加え、文章中の高額滞納者の滞納整理について「徴収体制を市税と一元化し、税務課と連携して滞納整理及び滞納処分を行っていく組織体制を検討していきます」の部分について、「移管対象を拡大するなど税務課との連携を更に強化して滞納整理及び滞納処分を行います」に表現を見直しました。

次に新旧の7番、計画の26ページは特定健診に関する記述で新型コロナウイルス感染症の影響により特定健診の受診率が大幅に落ち込んでしまいましたので、グラフの修正と本文にその理由を追加しました。

	令和3年度・4年度の目標数値については、実現することは非常に困
	難ですが、少しでも目標に近づけるよう、どのような働きかけが効果的
	か、引き続き検討するとともに、市民の健康への意識啓発や動機付けの
	ためのインセンティブなども含めて検討してまいります。
	駆け足での説明となりましたが、以上で議題1「令和3年度銚子市国
	民健康保険事業特別会計予算(案)について」及び議題2「銚子市国民健
	康保険事業特別会計財政計画の見直しについて」の説明を終わります。
長谷川会長	ありがとうございました。これより、質疑に入ります。まず、はじめ
	に議題1の質疑についてです。
	どなたか、質疑のある方は、発言をお願いします。
野口委員	資料集の4・5ページについて、確認のためですが、銚子市の場合に
	は、1人当たり総医療費は県内31番ですが、1人当たり保険料、1世
	帯当たり保険料が県内では2番目あたり、収納率は県内で35番となっ
	ており、医療費は県内で中間くらい、保険料は高いという構造でよろし
	いですか。
小保方室長	野口委員のおっしゃるとおりでして、1人当たり総医療費について
	は、県内市町村の平均よりも少し上くらいで、年によっては、少し平均
	を下回るかというような、平均周辺に位置していることは事実です。
	1人当たり保険料ですが、調定額というのが、計算の方法が複雑なの
	ですが、1人当たりの所得が多いと、どうしても保険料が上がっていた
	りとか、そういったこともございますし、あとは、高齢者世帯が多い場
	合には、公費で負担がいただけるといった場合もございますので、給付
	費と保険料が対になるということでもございませんので、なかなか難し
	いところがございます。
	ただ、事実といたしましては、1人当たり保険料が非常に高く、給付
	は、平均的なところに位置しているというのが現状です。
野口委員	収納率は、悪いということですか。
小保方室長	収納率は、県平均を少し上回るくらいというのが現状です。
野口委員	総医療費は平均なみ、保険料は高い、収納率は平均なみとのことです
	が、県内で唯一、繰上充用をしている原因は何ですか。
小保方室長	繰上充用に関しましては、現在、実際に繰上充用をしているのは、銚
	子市だけなのですが、一般会計の基準外繰入れという形で対応している
	市町村も複数ございますので、繰上充用をしていないから、保険料で賄
	えているかというと、少し違うのが国保制度の複雑なところでございま
	す。銚子市以外で、以前に繰上充用をしていた市町村では、広域化する
	前に、一般会計からの基準外繰入れで解消したということもあります。
長谷川会長	収納率については、以前よりは努力はしてきているんですよね。
小保方室長	徐々に上がってきておりまして、今年度は92%をどうにか超えてい
	ける見込みになっておりますので、引き続き、努力していきたいと思っ
	ております。
長谷川会長	よろしくお願いいたします。
	それ以外のことで、質問等ございますか。
	<u> </u>

	ないようなので、以上で、議題1の質疑を終わります。
	続きまして、議題2の質疑に入ります。どなたか、質疑等のある方は、
	発言をお願いします。
野口委員	財政計画の8ページに受診率が平成20年度は886%、平成28年
	度は989%で103ポイント増加しているとあるんですが、受診率と
	は、どのようなものですか。
小保方室長	申し訳ございません。今回の見直し箇所ではなかったもので、この場
	で回答できませんので、後ほど、回答させていただきます。
野口委員	あとですね、22・23ページですが、先ほど国民健康保険料賦課の
	適正化という話がありました。保険税に移行するには、コストと人員の
	問題があるということでした。
	また、適正化を行うにあたって、資産割賦課とあるのですが、県内で
	 資産割を賦課しているのは銚子市だけと、東庄町が前に廃止したという
	ことですけど、資産割は保険料全体の、12ページを見ると3.5%程
	度で、資産割賦課のあり方も含めたと記載していますが、廃止するとい
	うことでよろしいのですか、仮に廃止するということならば、その
	3.5%の部分をどうするのかということを検討しなければならない。
	- それと、先ほど、適正化を図るには、後期高齢者医療費や介護給付費。
	の増大に伴う保険者負担が増加できていないとのことですが、収支見通
	しの説明の中で、保険料率の4%引き上げを見込んでいるとのことでし
	たが、その引き上げと、後期高齢者医療費や介護給付費の増大に伴う保
	険者負担との関連性や資産割をどうするのかということ、今の段階で、
	ご答弁できる範囲で結構ですので、教えていただきたい。
小保方室長	今、野口委員は12ページをご覧になっていたと思うんですが、12
7 1100 == 20	ページに賦課割合の推移というところがありまして、所得割、資産割が
	一般的に応能割と言われているものでして、その上の均等割、平等割が
	応益割と言われるものです。要は、所得のある方は、その能力に応じて
	所得割や資産割を納めてください。応益割は受益者負担として全員が平
	等に納めていただくというような形で、本来は、ここの割合が応能割と
	応益割が50:50というのが、基本的な考え方となります。
	ですので、今、銚子市においては、所得割と資産割をあわせた部分が
	非常に大きくなってきてしまっていて、応益割が非常に少ないという形
	になっておりますので、単純に医療ということだけを見ますと、仮に資
	産割を廃止した場合には、応益割である均等割、平等割を増やして、全
	体のバランスとして、応能割と応益割を50:50に近づくようにもっ
	「一体のパラングとして、心能剤と心霊剤を30.30に近 ラマようにも9
	しいくというのが、最終的な看地点になるのがと考えておりより。 そして、保険料が医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分
	という3本立てとなっているのですけど、銚子市の場合では、後期高齢
	有又接金分と分談納的金分が非常に少ない保険料になっておりまして、 その分を医療給付費分で足りないものを賄っているというのが現状で
	その分を医療福刊質分で足りないものを賄うているというのが現状で ありますので、そのバランスを取る際に、仮に資産割がなくなった場合
	めりまりので、そのハソンスを取る際に、仮に賃座割かなくなつた場合 に、医療給付費分の保険料率を大きく変えなくても後期高齢者支援金
	8

	分・介護納付金分が適正な数字になっていくことで、全体としては、収
	支が整うような料率の見直しというのが、1つの方法であると思ってお
	ります。
	ただ、今、あまりにも県の方から示されている保険料率との乖離が、
	後期高齢者支援金分・介護納付金分の部分において、非常に大きくなっ
	てしまっておりますので、それを一気に変えるというのは、負担のバラ
	ンスが一気に崩れますので、段階的に整えていくことも含めて、来年度
	当初の保険料算定が終わった後、県からいろいろな数字が示されてまい
	りましたら、こういう保険料の組み合わせですと、このくらいの値上が
	りになりますといったものを複数示させていただいた中で、ご議論をい
	ただきたいと考えております。
長谷川会長	はい、ありがとうございました。では、将来的には、段階的に変えて
	いくという考え方でよろしいでしょうか。
小保方室長	そうですね。一気に変えても、それほど影響がなければ一度でいって
	しまえれば、それがいいのですが、そこは数字を見てみないと、はっき
	りわからないので、段階的なことも選択肢に入れながら、検討いただき
	たいと考えております。
長谷川会長	はい、ありがとうございました。
野口委員	均等割と平等割を変えていくということになると、今の均等割が
	24,000円、平等割が29,000円となっていますが、それらを
	増やしていくという考え方ですか。
小保方室長	現実的には、医療給付分の均等割というよりも、後期高齢者支援金分・
	介護納付金分の部分で大きく見直しが必要になっていくと考えており
	ます。10・11ページに、これまでの保険料率の推移があるんですけ
	れども、後期高齢者医療の制度が始まってから、ずっと右肩上がりで医
	療費の方が増加している中で、一度も保険料率が上がっていないという
	ような中で、実態と乖離が生じてしまっている状況ですので、もう少し
	見直すことでバランスが取れるといいのかなと考えております。
長谷川会長	はい、ありがとうございました。それでは、それ以外のことで、何か
	ご意見等ありますでしょうか。
間山委員	前も聞いたかと思うんですけど、26ページの特定健康診査受診率で
	すが、今年度は減少していて、それを来年度に51.5%にしていくと
	いうことなんですけど、厚生労働省のほうでは、特定健康診査の受診率
	を向上させて、少しでも医療費を抑制していこうとして、やり始めたわ
	けですけど、実態として、それによって何か良くなったとか、そういう
	検証はされているのでしょうか。
	また、そのようなデータは、市の方には入っているかを教えていただ
	きたい。
	特定健康診査を受診したから、それによって、みんな健康が守られる
	というような錯覚に陥っている方が多いので。人間ドックを受検したみ
	たいに思われている方が多いんですよ。
長谷川会長	今日は、保健師の方が、会議に出席していないので、あまり回答でき

	ないかもしれませんが。
小保方室長	本日、保健師が出席しておりませんもので、詳細なことについては、
	わかりかねますけど。そういった検証をして、このようにしなさいとい
	うような指示について、私たちの方に、そのような情報がきていないの
	で、おそらくないのではないかと思います。ただ、市民の皆様から、健
	診を受けることで、自身の健康は大丈夫だと錯覚してしまうというご意
	見をいただきましたので、健診は受けて終わりではなくて、その次に健
	康を維持していくことに、市民の皆様の意識を変えていただけるような
	方法について、考えていくことが必要だと感じております。
間山委員	先ほど、受診率という話が出ましたけれども、例えば、引っかかった
	から、受診しましょうというように新たに受診した方がいるというよう
	なデータとかがあれば別ですけれども、あまり受診率が変わらないとい
	うことは、やってもみんなその後にほっといている方が多いのではない
	かと感じるんです。それでは、私はまずいと思うんですよね。やはり、
	その後のフォローをやらないと、ただやったという受診率だけを上げる
	というだけではしょうがないと思います。じゃあ、その後に、それをど
	のように活かすかということを考えないと意味がないと思うんです。
長谷川会長	今のことについては、健康づくり課にもお伝えいただければと思いま 、
	す。
小保方室長	はい、伝えておきます。
野口委員	受診率を上げるというのと医療費を抑制することが関連するという
	ことで議論が進んでいるんですけど、実際に連動しているという資料な
	とはあるんでしょうか。要するに、何パーセント上げれば、何パーセン
	ト抑制できるというようなものがあるのかということと。あと、ここに
	も記載されているのですが、全国平均や県内平均と比べて低いというこ
	とですけれども、全国平均や県内平均の率を後でいいので、教えていた だければと思います。どの程度、低いのかがわからないものですから。
	そのあたりを記載するか、情報提供していただくのが大事なのかなと。
 齊藤委員	今の意見に関連して、特定健康診査で継続的に受診している方と新規
月除安良	に受診している方の割合はどのようなものでしょうか。例えば、確かに
	健診を受診する人は関心があるのでしょうけれども、健診にいかない方
	に対する取り組みをおたずねしたい。
長谷川会長	先ほどの野口委員の質問で、特定健康診査の受診率で全国平均や県内
	平均については、今すぐにはわかりませんよね。
小保方室長	後日、回答させていただきます。なお、新規と継続の割合についても、
	併せて後日回答いたします。
	特定健診の受診率が本当に低いんですけれども、やはり、その低い中
	でも特定保健指導が必要になった方やBMIが高い方など、健診の結
	果、多少の改善が必要な方に対するアプローチ、このようなことに、も
	う少し力を入れて、きちんと指導を受けなくてはいけないと考えていた
	だけるような方法をインセンティブを含めて考えていきたいと思いま
	す。

長谷川会長

前から、この協議会において、受診率については意見が出されて、保健師の方にも回答していただいて、それなりの手立てを立てていると聞いてはいるのですが。それでも、あまり進んでいない部分もあるのではないかと思いますので、保健師の方にお伝えいただければと思います。それでは、それ以外のことについて、何か意見はありますでしょうか。

柳堀委員

23ページに国民健康保険料の収納率向上、現年賦課分の徴収対策の 徹底等とあるんですが、その後に、令和2年度の収納率と平成27年度 の収納率を比較しています。ここは、平成27年度ではなくて、例えば、 令和元年度と令和2年度を比較して、どのくらいの取り組みをして、ど のくらい回収できたのかというような回答をしていただかないと、保険 税にすることをやめて、現行の保険料でいいというならば、現行の延長 線上では、どのような取り組みをするのかということについて、具体的 にどのようにして収納率を上げていくのか、保険税をやめるにあたっ て、今後、どのような取り組みをしていくのかという、ビジョン、方針 を教えていただきたい。

いくら費用をかけて、いくら回収しているかという話がないと税金の 無駄遣いかもしれません。ぜひ、この点を数字で教えてください。

小保方室長

例えば、令和元年度と2年度で比較するとなりますと、実際には、職員も体制も変わっておりませんし、同じ人数で、これまでやってきたものを引き続きやっているのが実態でございます。ただ、よりきめ細かくとか、電話をする回数を増やしてみるとか、催告書や通知など対象者を絞って頻繁に送付するなど、そういったことで、きめ細かく対応するように取り組んでおります。令和元年度と2年度で収納率が少し上昇しておりますが、まだまだ、大きく上昇しているということではないので。どうしても今年はコロナの関係もありまして、収入が減少している場合には強権的な方法も取りづらいということもありますけれども、いろいろな金融機関への照会ですとか、給与照会といったものを合わせて行いながら、差押えできるものがないかということにも取り組んでいきます。差押件数も、なるべく多くできるように、今、現有人員は増えておりませんので、その中で、去年より少しでも多くの件数にするように取り組んでいます。

費用に関しては、令和元年度と2年度については、ほぼ横ばい、収納については、率は上がっていますけれども、調定自体が国保の加入者数が減少していますので、収納金額としては減少してしまうというところもありますので、なかなか費用対効果という意味で申しますと、ご説明が難しいところではありますけれども、少しでも次年度に滞納を繰り越すのではなくて、その年度内に納めていただく。仮に繰り越してしまった場合でも、長い期間で考えるのではなくて、1、2年の間に、きちんと納めていただくということを優先的に考えていきたいと思っております。

税に移行する際のシステム改修につきましては、以前ご説明をさせていただいた経緯もあるように思いますが、数千万円のシステム改修とい

うことで、その金額につきましても、事業者としても明確にいるか、この金額があれば必ずできるということは確約できない に例がないことですので、それだけの金額で確実に移行させまっ	くらかか
	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
に例がないことですので、それだけの金額で確実に移行させま	、全国的
	すという
ことは、なかなか言い切れないといったような話をいただきな	がらの数
千万円という金額です。そして、時効が延長されることに伴い	、それを
管理する人員の増というところもございますので、明確に年間	で何千万
円、以前にお示しした時には数字化して提出したようなんで	すけれど
も、その数字が、今、事業者に確認をとりますと、その金額が	あれば大
丈夫ということではありませんといったことも言われている:	状況の中
で、いくらかかるかわからないシステム改修に、そういった手	間をかけ
るのが難しいと感じております。	
令和元年度と2年度の費用対効果の数字につきましては、今	、持ち合
わせている資料がございませんので、申し訳ございませんが、「	明確な数
字で回答することができないという状況です。	
林課長 柳堀委員からいただきました質問の中で、私の方からお答え	をさせて
いただきます。令和2年度というのが、実は徴収嘱託員を廃止	した初め
ての年度ということもありまして、その影響がどのように出て	くるかと
いうことをこれから決算に向けて試算していく。そういったこ	とも含め
て元年度と2年度でコストの関係を検証していきたいと考え	ておりま
す。	
長谷川会長では、今の質問については、よろしいですね。	
野口委員 資料4についてですけど、令和元年度に国民健康保険料の減	免が 5 件
却下されているんですけれども、却下された方は、徴収猶予に	移行する
	12月11月2日
のでしょうか。	1391179
のでしょうか。	、猶予は
のでしょうか。 小保方室長 本人が徴収猶予に移行することを希望すれば可能です。ただ	、猶予は
のでしょうか。 小保方室長 本人が徴収猶予に移行することを希望すれば可能です。ただ 後で支払わなければならないので、減免にならずに支払わなけ	、猶予はればなら
のでしょうか。 小保方室長 本人が徴収猶予に移行することを希望すれば可能です。ただ 後で支払わなければならないので、減免にならずに支払わなけ ないならば、徴収猶予の申請は特にしないということです。	、猶予はればなら
のでしょうか。 小保方室長 本人が徴収猶予に移行することを希望すれば可能です。ただ後で支払わなければならないので、減免にならずに支払わなけないならば、徴収猶予の申請は特にしないということです。 野口委員 同じく資料4ですが、傷病手当金の申請が1件申請中という	、猶予は ればなら ことです
のでしょうか。 小保方室長 本人が徴収猶予に移行することを希望すれば可能です。ただ後で支払わなければならないので、減免にならずに支払わなけないならば、徴収猶予の申請は特にしないということです。 野口委員 同じく資料4ですが、傷病手当金の申請が1件申請中というがどのような状況ですか。	、猶予は ればなら ことです
のでしょうか。 小保方室長 本人が徴収猶予に移行することを希望すれば可能です。ただ後で支払わなければならないので、減免にならずに支払わなけないならば、徴収猶予の申請は特にしないということです。 同じく資料4ですが、傷病手当金の申請が1件申請中というがどのような状況ですか。 1月28日に申請を受付、もうすぐ書類審査も終わりますの	、猶予は ればなら ことです で、あと
のでしょうか。 小保方室長 本人が徴収猶予に移行することを希望すれば可能です。ただ後で支払わなければならないので、減免にならずに支払わなけないならば、徴収猶予の申請は特にしないということです。 野口委員 同じく資料4ですが、傷病手当金の申請が1件申請中というがどのような状況ですか。 小保方室長 1月28日に申請を受付、もうすぐ書類審査も終わりますの少しで支給できます。	、猶予は ればなら ことです で、あと 間が経過
のでしょうか。 小保方室長 本人が徴収猶予に移行することを希望すれば可能です。ただ後で支払わなければならないので、減免にならずに支払わなけないならば、徴収猶予の申請は特にしないということです。 野口委員 同じく資料4ですが、傷病手当金の申請が1件申請中というがどのような状況ですか。 1月28日に申請を受付、もうすぐ書類審査も終わりますの少しで支給できます。 長谷川会長 それでは、いろいろと質疑を出していただきましたが、1時	、猶予は ればなら ことです で、あと 間が経過
のでしょうか。 本人が徴収猶予に移行することを希望すれば可能です。ただ後で支払わなければならないので、減免にならずに支払わなけないならば、徴収猶予の申請は特にしないということです。 同じく資料4ですが、傷病手当金の申請が1件申請中というがどのような状況ですか。 1月28日に申請を受付、もうすぐ書類審査も終わりますの少しで支給できます。 長谷川会長 それでは、いろいろと質疑を出していただきましたが、1時しておりますので、これで議題2の質疑は終わりにさせていた。	、猶予は ればなら ことです で、あと 間が経過
のでしょうか。 本人が徴収猶予に移行することを希望すれば可能です。ただ後で支払わなければならないので、減免にならずに支払わなけないならば、徴収猶予の申請は特にしないということです。 同じく資料4ですが、傷病手当金の申請が1件申請中というがどのような状況ですか。 1月28日に申請を受付、もうすぐ書類審査も終わりますの少しで支給できます。 それでは、いろいろと質疑を出していただきましたが、1時しておりますので、これで議題2の質疑は終わりにさせています。	、猶予は ればなら ことで、 あ 経きま ただきま
のでしょうか。 本人が徴収猶予に移行することを希望すれば可能です。ただ後で支払わなければならないので、減免にならずに支払わなけないならば、徴収猶予の申請は特にしないということです。 同じく資料4ですが、傷病手当金の申請が1件申請中というがどのような状況ですか。 1月28日に申請を受付、もうすぐ書類審査も終わりますの少しで支給できます。 それでは、いろいろと質疑を出していただきましたが、1時しておりますので、これで議題2の質疑は終わりにさせています。 その他について、何か意見等ございますでしょうか。	、猶予は ればなら ことで、 あ 経きま ただきま
のでしょうか。 本人が徴収猶予に移行することを希望すれば可能です。ただ後で支払わなければならないので、減免にならずに支払わなけないならば、徴収猶予の申請は特にしないということです。 同じく資料4ですが、傷病手当金の申請が1件申請中というがどのような状況ですか。 小保方室長 1月28日に申請を受付、もうすぐ書類審査も終わりますの少しで支給できます。 それでは、いろいろと質疑を出していただきましたが、1時しておりますので、これで議題2の質疑は終わりにさせていす。 その他について、何か意見等ございますでしょうか。ないようですので、これをもちまして、会議に付された議題	、猶予は ればなら ことで、 あ 経きま ただきま
のでしょうか。 本人が徴収猶予に移行することを希望すれば可能です。ただ後で支払わなければならないので、減免にならずに支払わなけないならば、徴収猶予の申請は特にしないということです。 同じく資料4ですが、傷病手当金の申請が1件申請中というがどのような状況ですか。 小保方室長 1月28日に申請を受付、もうすぐ書類審査も終わりますの少しで支給できます。 それでは、いろいろと質疑を出していただきましたが、1時しておりますので、これで議題2の質疑は終わりにさせていす。 その他について、何か意見等ございますでしょうか。ないようですので、これをもちまして、会議に付された議題に終了いたしましたので、本日の協議会を終了いたします。	、猶予は ればなら ことで、 あ 経きま ただきま
のでしょうか。 小保方室長 本人が徴収猶予に移行することを希望すれば可能です。ただ後で支払わなければならないので、減免にならずに支払わなけないならば、徴収猶予の申請は特にしないということです。 野口委員 同じく資料4ですが、傷病手当金の申請が1件申請中というがどのような状況ですか。 小保方室長 1月28日に申請を受付、もうすぐ書類審査も終わりますの少しで支給できます。 長谷川会長 それでは、いろいろと質疑を出していただきましたが、1時しておりますので、これで議題2の質疑は終わりにさせていす。 その他について、何か意見等ございますでしょうか。ないようですので、これをもちまして、会議に付された議題終了いたしましたので、本日の協議会を終了いたします。議事運営にご協力いただきありがとうございました。 渡邉主査 長谷川会長、議事進行ありがとうございました。	、猶予は だっと で、 経き で はす はす で はす で はす で か がき かんしょう かんしょく かんしょ かんしん しんしん かんしん しんしん かんしん しんしん しんしん
のでしょうか。 本人が徴収猶予に移行することを希望すれば可能です。ただ後で支払わなければならないので、減免にならずに支払わなけないならば、徴収猶予の申請は特にしないということです。 同じく資料4ですが、傷病手当金の申請が1件申請中というがどのような状況ですか。 1月28日に申請を受付、もうすぐ書類審査も終わりますの少しで支給できます。 それでは、いろいろと質疑を出していただきましたが、1時しておりますので、これで議題2の質疑は終わりにさせています。 その他について、何か意見等ございますでしょうか。ないようですので、これをもちまして、会議に付された議題終了いたしましたので、本日の協議会を終了いたします。議事運営にご協力いただきありがとうございました。	、猶予は だっと で、 経き で はす はす で はす で はす で か がき かんしょう かんしょく かんしょ かんしん しんしん かんしん しんしん かんしん しんしん しんしん

回開催は8月の予定ですので、今回の協議会が、現在の構成委員で開催 する最後の協議会となります。

委員の皆様方には、当協議会の運営に、ご協力いただきまして、ありがとうございました。

令和 年 月 日

会 長

署名委員

署名委員